

平成30年度千葉県国民健康保険保険給付費等交付金のうち
特別交付金（県繰入金分（2号分））交付要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、千葉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱（以下、「要綱」という。）第3条の規定により、国民健康保険保険給付費等交付金のうち特別交付金（県繰入金分（2号分））（以下、「県繰入金（2号分）」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（県繰入金（2号分））

第2条 要綱第3条第2号ウの規定による県繰入金（2号分）は、国保財政安定化のための事業への取組に対して交付する。

2 前項の事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 一 医療費適正化に関する事業
- 二 保険料（税）適正賦課及び収納率向上に関する事業
- 三 適用の適正化に関する事業
- 四 その他国民健康保険事業の適正化に関する事業

3 前二項に掲げる事業の内容、交付額の算定等は、別紙交付基準のとおりとする。

ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

4 交付額は、前項により算定した額に基づき予算の範囲内において知事が定めるものとする。

（市町村の合併があった場合の取扱い）

第3条 平成30年度の4月2日以降において市町村の合併があった場合における県繰入金（2号分）の額は、平成30年度の4月1日における市町村ごとに算定するものとする。

（交付申請）

第4条 市町村が交付申請を行う場合は、県繰入金（2号分）交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、知事が必要と認める場合には、収支決算書等の提出を求めることができるものとする。

3 前各項に定めるもののほか、交付申請に係る手続については、知事が別に定めるものとする。

（交付決定）

第5条 交付決定を行う場合は、知事は市町村に対し、県繰入金（2号分）交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 市町村は、次の場合、速やかに知事に報告し、指示を受けるものとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合
- (2) その他知事が必要と認める場合

(交付請求)

第7条 県繰入金（2号分）の交付請求をしようとするときは、県繰入金（2号分）交付請求書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(書類の整備保管)

第8条 市町村は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、交付日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。